

農業

新規就農者に対して
補助金を支給します



詳しくは町産業振興課にお問い合わせください。

■「青年就農給付金」受給対象者の募集について

「青年就農給付金」とは、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、国から新規就農者に対して給付金を支給する制度です。

●青年就農給付金「経営開始型」

【内容】 農業を始めてから経営が安定するまでの期間（最長5年間）に給付するもの

【給付額】

150万円／年（最長5年間）

【受給者資格】

・独立または自営就農時点の年齢が、原則として45歳未満（平成22年4月以降の独立または自営

就農が対象）

・前年の所得が250万円未満（初年度を除く）

【受給要件】

- ・就農される集落の「人・農地プラン」に位置づけられること。
- ・農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること。
- ・主要な機械・施設を給付対象者が所有または借りていること。
- ・生産物や生産資材などを給付対象者の名義で出荷・取引すること。

給付対象者の農産物などの売上などの経営収支について、給付対象者名義の通帳および帳簿で管理すること。

●青年就農給付金「準備型」

【内容】

県が指定した農業研修機関で研修を受ける場合、研修期間などに必要な準備金を給付するもの

【給付額】

150万円／年（最長2年間）

◎青年就農給付金には、記載した要件以外にも条件や制限があります。詳しいことは町産業振興課までお問い合わせください。

【受付期間】

随時受け付けます。

町産業振興課 ☎096-234-1176(内線157) ✉klg207@town.kosa.lg.jp

農業

■平成27年度新規要望を受付

町では、甲佐町農機具導入補助事業に伴う、平成27年度新規要望を次のとおり受け付けます。

●申請期限

10月31日（金）

●提出書類

- ・要望調査表（町産業振興課に備え付けてあります）
- ・参考見積書

・導入する農機具のカタログ

●対象要件など

【補助率】

補助対象経費の10分の4以内（280万円を上限とする）

【補助対象事業者】

- ・町内で農業を営む生産者集団（受益戸数は3戸以上で、認定農業者を1戸以上含む）
- ・農業生産組合
- ・集落営農組織
- ・農業生産法人など（農業経営を行う法人）

【補助対象内容】

農業経営に必要な農業機械およびその周辺機器（農業用施設は対象外です）

【要件】

- ・県特定高性能農業機械導入計画における農機具の機種ごとの利用規模に見合った性能であること
- ・対象事業者の組織および運営の規約の定めがあること
- ・導入機械の事業費が1機種30万円を越えていること
- ・導入機械に稼働実績がないこと
- ・次期機械更新のための更新準備金として、積立を実施する組織であること

▼申請・お問い合わせ先

町産業振興課

☎096-234-1176

(内線157)

✉klg207@town.kosa.lg.jp

農機具導入補助
要望を募集します



対象要件などを確認の上、申請してください

町産業振興課 ☎096-234-1176(内線157) ✉klg207@town.kosa.lg.jp